

西蒲民商ニュース

2024年 5月20日号

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

税務署が收受印廃止？

確定申告書に收受印

を押して下さい！

国税庁・税務署は「令和7年1月から所得税や法人税の確定申告書に收受印を押さない」としています。5月10日、西蒲民商と燕民商は巻税務署横山課長と交渉しました。

【交渉内容】

Q、確定申告書の收受印は、金融機関提出や補助金等の申請に欠かせないものであり存続してほしい。

A、收受印は行政サービスでやってきた。電子申請なども多くなり、「收受印を廃止する」ことは、金融機関や自治体に周知徹底する。

Q、周知するというが、金融機関や自治体の末端まで徹底されていない。マイナンバー等のセキュリティ問題もある。東日本大震災などで、税務署や自治体なども損壊したが、確定申告をした証明などはどうするか？

A、貴重な意見はいただいた。国税庁の見直しなので廃止する方向に変わりはない。全商連・民商は、今後も交渉していきます。



労働保険に加入し

ましよう。

労働保険の年度更新の時期が来ました。労働保険（労災保険、雇用保険）は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。

- ① 仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等
- ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③ 事業主が入る「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。

【確定申告後の注意点】

◎ 税務調査について

確定申告後に税務署は、調査を行う場合があります。税務調査は、①事前通知②調査日③所得税、消費税等調査の税目④調査年度⑤調査理由等11項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があったら役員や民商に連絡をしましょう



全商連第56回総会に向

けて会員の紹介を！

5月25日～26日、全商連総会が開かれます。西蒲民商から田村一男常任理事（プレス）が代議員として参加します。インボイス制度や税金、経営問題など知り合い業者を紹介して下さい。

